求職者等に対するハラスメント対策指針

1 基本方針

塩尻市は、住民の皆様からの信頼に応えるため、公正で透明性の高い行政運営を推進しており、この姿勢は、塩尻市での就労を志す求職者等に対しても同様に適用されます。

求職者等の基本的人権を尊重し、安全かつ安心な求職活動等に臨むことができる環境を確保することは、健全な行政運営の前提です。

塩尻市は、労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づく国の指針に沿い、採用活動におけるハラスメントの防止に取り組むため、本指針を定めます。

2 目的

本指針は、採用選考、職業説明、インターンシップ等の求職活動において、求職者等が塩尻市職員（以下「職員」という。）からいかなるハラスメントも受けることなく、安心して求職活動等に臨み、自らの能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的とします。

3 定義

本指針における「求職者等」とは、塩尻市の採用選考への応募者、職業説明、インターンシップ等の参加者等の採用活動に関連して職員と接触する全ての方を指します。

「ハラスメント」とは、対面・オンライン・SNS 等の手段を問わず、求職活動等の環境を不当に害する性的言動、優越的な立場を背景とした言動及びこれらに類する不当な言動又は不公正な選考行為をいいます。

【具体例】

- 性的言動（セクシュアルハラスメント）
 不必要な身体接触、性的な質問、執拗な誘い並びに性別に基づく不当な評価及び決めつけ
- 優越的言動（パワーハラスメント）
 採否を背景にした不当要求、威圧、侮辱、人格否定及び能力を著しく低く見積もる言動
- 就職活動妨害（就活終われハラスメント）
 他団体・企業への応募辞退の強要
- 不公正な選考（差別的質問）
 適性・能力とは無関係な事項及び業務に関係のない事項（家族・居住地・信条等）の質問
- 不当言動（カスタマーハラスメント）
 行政サービスの利用者による暴言、威圧、過度な要求等

4 塩尻市の取組み

塩尻市は、採用担当者、面接官、インターンシップ等の指導者等の求職者等と接する全ての職員に対し、本指針を周知し、次の取組を実施します。

- 面接・指導等は原則複数名で対応し、透明性を確保します。
- 求職者等との連絡は公的手段に限定し、私的接触を禁止します。
- 不適切な言動の防止に向けた研修・啓発を行います。

5　相談窓口の設置

求職者等が求職活動等においてハラスメントを受けたと感じた場合、安心して相談できる窓口を設置します。相談があった場合は、速やかに事実確認を行い、必要な救済措置を講じるとともに、加害者に対しては、地方公務員法及び関係規程に基づき厳正に対処します。相談者及び協力者のプライバシーは厳重に保護し、相談を理由とした不利益な取扱いは一切行いません。

【相談窓口】

総務部　総務人事課（TEL　0263-52-0280（代表））

区分	担当係
職員による求職者等に対するハラスメント全般	職員係
職員係に所属する職員による求職者等に対するハラスメント	行政係